柏原市職員等の公益通報に関する要綱

　（目的）

第１条　この要綱は、公益通報者保護法（平成１６年法律第１２２号。以下「法」という。）第１３条第１項の規定に基づき、柏原市（以下「本市」という。）において職員等からの公益通報に応じ、適切に対応するために必要な事項を定めることにより、通報者の保護を図るとともに、職員等の法令遵守を推進し、もって公正な市政の運営に資することを目的とする。

　（定義）

第２条　この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

　(1)　職員等　次に掲げる者をいう。

　　ア　本市の職員（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第３条第２項に規定する一般職の職員及び同条第３項に規定する特別職の職員（市長及び議会の議員を除く。）をいう。）又は公益通報の日前１年以内に本市の職員であった者

　　イ　本市を派遣先とする派遣労働者（法第２条第１項第２号に規定する派遣労働者をいう。以下この号において同じ。）又は公益通報の日前１年以内に派遣先としていた派遣労働者であった者

　　ウ　本市の事務事業を受託し、又は請け負った事業者（以下この号において「委託先事業者」という。）において当該事務事業に従事し、又は公益通報の日１年以内に従事していた労働者（法第２条第１項第１号に規定する労働者をいう。以下この号において同じ。）若しくは労働者であった者又は派遣労働者若しくは派遣労働者であった者

エ　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により本市の施設を管理する指定管理者である事業者において当該施設管理業務に従事し、又は公益通報の日１年以内に従事していた労働者若しくは労働者であった者又は派遣労働者若しくは派遣労働者であった者

　　オ　委託先事業者の役員（法第２条第１項各号列記以外の部分に規定する役員をいう。）又は当該事業者との請負契約その他の契約に基づき事業を行う事業者の役員であって当該事業に従事する者

　(2)　公益通報　職員等が不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、本市及び本市の職員について通報対象事実（当該通報対象事実について本市が措置の権限を有するものに限る。）が生じ、又はまさに生じようとしている旨を通報することをいう。

　(3)　通報対象事実　法令（条例、規則等を含む。）に違反し、又は違反するおそれのある事実をいう。

　(4)　通報者　公益通報をした者をいう。

　（適用範囲）

第３条　この要綱は、職員等からの公益通報について適用する。

　（組織）

第４条　法第１１条第１項の規定により定める公益通報対応業務従事者は、公益通報相談員（以下「相談員」という。）及び柏原市公益通報委員会（以下「委員会」という。）とする。

２　市長は、公益通報の窓口として相談員を置く。

３　相談員は、庁内の相談員として総務課長の職にある者をもって充て、庁外の相談員として市長が別に選任する弁護士の資格を有する者に委嘱する。ただし、総務課長の職にある者に関係する公益通報については、人事課長の職にある者がその職務を代理する。

４　相談員は、職員等からの公益通報への対応に関する事務及び調査をする。

　（公益通報委員会）

第５条　市長は、公益通報に適正に対応するために、委員会を置く。

２　委員会は、次に掲げる委員で組織する。

　(1)　副市長

　(2)　教育長

　(3)　病院事業管理者

　(4)　政策推進部長

　(5)　総務部長

　(6)　財務部長

３　委員長は、副市長の職にある者をもって充てる。

４　委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

５　委員会の会議は、委員長が招集し、その議長になる。

６　委員が所管する事務事業に関する通報対象事実に係る公益通報については、当該委員は委員会の会議に参加することができない。

７　委員会の庶務は、総務課において処理する。ただし、同課に関係する通報対象事実に係る公益通報については、人事課において処理する。

８　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

　（公益通報の方法）

第６条　公益通報は、公益通報申出書を対面又は郵送にて提出しなければならない。

　（公益通報の処理）

第７条　相談員は、前条の規定により公益通報を受け付けたときは、通報者の

氏名、所属、連絡先その他通報者が特定できる情報を秘匿して、委員会に当

該通報内容を報告しなければならない。ただし、通報内容から通報者が特定できる場合については、この限りでない。

２　委員会は、通報内容が公益通報に該当するかを判断し、その結果を相談員を経由して、速やかに通報者に通知しなければならない。

　（調査）

第８条　委員会は、通報内容が公益通報に該当すると認めたときは、速やかに調査を開始するよう相談員に指示しなければならない。

２　調査の実施にあたっては、通報者に関する秘密が保持されるよう十分に配慮し、必要かつ相当と認められる方法で調査を実施する。

３　調査期間は、おおむね３月以内とする。ただし、やむを得ない事由によりその期間内に調査が終了しなかったときは、この限りでない。

　（調査結果の報告等）

第９条　委員会は、調査の結果について市長に報告するとともに、通報対象事実があると認めるときは、当該通報対象事実について措置の権限を有する者（次条において「措置権限者」という。）に対し法令に基づく措置その他適当な措置をとるよう勧告しなければならない。

２　委員会は、調査結果について相談員を経由して、速やかに通報者に通知しなければならない。

　（調査結果に基づく措置）

第１０条　措置権限者は、委員会から勧告があったときは、速やかに法令に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。

２　市長は、前項の措置をとる必要がある場合において、当該措置に係る権限が市長以外の措置権限者にあるときは、当該措置権限者に報告し、措置をとるよう求めなければならない。

３　措置権限者は、第１項の規定による措置をとったときは、速やかにその内容を委員会に報告しなければならない。

４　委員会は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容を相談員を経由して、速やかに通報者に通知するものとする。

　（公益通報者等の保護）

第１１条　通報者は、公益通報をしたことを理由にいかなる不利益な取扱いも受けない。

２　公益通報対応業務従事者は、正当な理由がなく、公益通報への対応するための業務に関して知り得た事項であって通報者を特定させるものを漏らしてはならない。

３　市の職員等は、通報者の探索をしてはならない。

　（運用状況の公表）

第１２条　市長は、公益通報があった場合は、当該公益通報の対応が完了するごとに通報内容の概要、処理結果等を公表しなければならない。

　（通報関係資料の管理）

第１３条　通報業務対応従事者は、公益通報の処理に係る記録及び関係資料について、通報者の秘密保持に留意して、適切に管理しなければならない。

　（その他）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、申出書の様式その他公益通報について必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、公布の日から施行する。